

第5回

議会報告会

次第

1. 開会のあいさつ
2. 出席議員紹介
3. 議会報告

議会からの報告

質疑応答・意見交換

4. 閉会のあいさつ

報告事項

- ・大内庁舎跡地について
- ・旧引田小学校跡地整備について
- ・子育て施策について
- ・公共交通対策について

	開催時刻	開催場所	担当班
5月 12日 (木)	19:00～20:30	相生コミュニティセンター	1
	19:00～20:30	五名活性化センター	2
	19:00～20:30	小海体育館	3
5月 13日 (金)	19:00～20:30	福栄コミュニティセンター	1
	19:00～20:30	引田公民館	2
	19:00～20:30	丹生コミュニティセンター	3
5月 15日 (日)	10:00～11:30	三本松コミュニティセンター	1
	13:30～15:00	誉水公民館	2
	19:00～20:30	商工会館2階	3

1班

田中 貞男 東本 政行
工藤 正和 楠田 良一
滝川 俊一 木村 作

2班

鏡原慎一郎 橋本 守
久米 潤子 中川 利雄
山口 大輔 井上 弘志

3班

石橋 英雄 大田 稔子
三好千代子 渡邊 堅次
大森 忠明 大藪 雅史

東かがわ市議会基本条例（抜粋）

（前文）

東かがわ市民（以下「市民」という。）から選挙で選ばれた議員により構成される東かがわ市議会（以下「議会」という。）は、同じく市民から選挙で選ばれた東かがわ市長（以下「市長」という。）とともに、東かがわ市の代表機関を構成している。

2つの代表機関は、ともに市民の負託に応える活動をし、議会は多人数による合議制の機関として、また市長は独任制の機関として、二元代表制の特性を生かし、東かがわ市（以下「本市」という。）としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

議会が市民の代表機関として、住民自治の拡充と市民福祉の向上のために果たすべき役割は、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、ますます大きくなっている。議会は、その持てる権能を十分に駆使して自治体事務の立案、決定、執行及び評価における論点及び争点を広く市民に明らかにする責務を有している。自由闊達な討議を通して、これらの論点及び争点を発見し、公開することは討論の広場である議会の第一の使命である。

このような使命を達成するためにこの条例を制定する。

第3章 市民と議会の関係

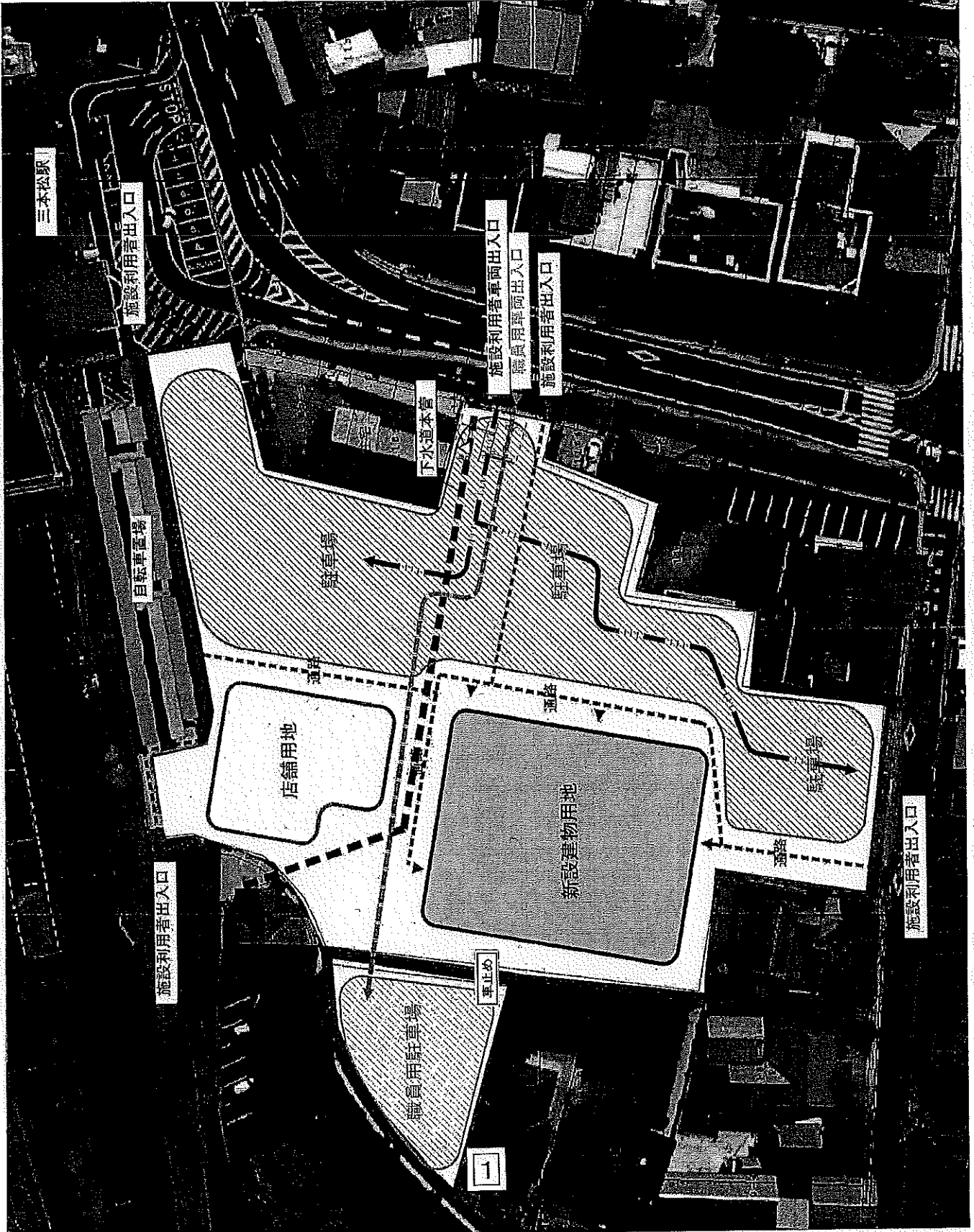
（市民参加及び市民との連携）

第5条 議会は、議会の活動に関する情報公開を積極的に努めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする。
- 3 議会は、市民、市民団体等との意見交換の場を多様に設けることができる。
- 4 議会は、重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、情報の提供に努めるものとする。
- 5 議会は、前項の規定に関する実効性を高める方策として、全議員の出席の下に市民に対する議会報告会を年1回以上開催する。
- 6 議会は、前項の議会報告会において市民の意見を聴取し、議会運営の改善を図るものとする。



大内庁舎跡地 ゾーニング計画



大内庁舎跡地について

①コンセプト

「子どもから高齢者までが気軽に集い、そして、一定の賑わいが持続する場所」

②最低限必要な機能

- ・窓口業務スペース (200 m²程度)
→現在、NTT 三本松ビルで行っている窓口業務を今後大内庁舎跡地で行う。
- ・ユーティリティスペース (150 m²程度)
→各種会合、高齢者居場所づくり事業、投票所、災害時一時避難場所等。
- ・倉庫スペース (50 m²程度)
- ・駐車場 (敷地の半分 (3,000 m²程度) を駐車場にした場合、100~120 台程度)
→近隣の民間駐車場に配慮するため、時間貸し有料駐車場とする。

③持続的な賑わいを創出するための施設機能

- ・緑地スペース等の修景施設・広場
→建物の周りに緑地スペース等を設けイベント等にも活用をしていく。
- ・差し掛けスペース
→産直市や軽トラ市を行ったり、夜には地元の飲食店等が協力して屋台をしたりする。
- ・レンタルルーム
- ・複合スペース
→雑誌・新聞・新刊ブックスペース + 冊子スペース + CD・DVD 視聴スペース + キッズスペース + カフェスペース等を検討中。

中核図書館及び民間施設を追加

④想定される事業規模

- ・仮に 700 m² × 2 階建て程度の建物 (30 万円 / m²) + 外構工事を含めて 5 億円程度。
基本設計の中で必要規模を検討する。
※施設の内容によって、事業費は増減する。

⑤想定整備スケジュール

- ・取り壊し
→平成 27 年内に取り壊しに係る予定。(発注済み)
- ・供用開始
→遅くとも平成 30 年 4 月からを予定。

旧引田小学校跡地施設整備について

